

令和4年10月4日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	当事者目線の障がい福祉について	1
2	インクルーシブ教育の推進について.....	11
3	人権教育の推進について	14
4	高齢者支援・認知症施策の推進について.....	17
5	男女共同参画の推進について	21

1 当事者目線の障がい福祉について

(1) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の制定に向けて、第2回神奈川県議会定例会共生社会推進特別委員会に「条例素案」を報告し、今定例会に「条例案」を提案したことから、この間の対応について報告する。

ア 条例案の策定について

(ア) 条例素案に対する議会及び関係団体からの主な意見

- ・ 当事者目線の障がい福祉の考えを県民に深く理解していただくことが大事。県として、理解促進にしっかり取り組んでほしい。
- ・ 基本的な計画についてはしっかりとPDCAサイクルを行い、実効性を担保すべき。
- ・ 差別及び虐待その他の個人としての尊厳を害する行為については「してはならない」といった記載にすべき。
- ・ 障がい者のケアをする家族など、関わる人に対するケアが必要。障がい者を取り巻く周囲が、優しい気持ちで接しなければならない。
- ・ 人材確保に関しては踏み込んだ規定にするべき。支援する人の確保や資質向上だけでなく、職場環境や処遇改善、心身のケアなども重要。

(イ) 条例素案からの主な変更点

- ・ 「第4条 県の責務」に、当事者目線の障がい福祉に関する普及啓発及び意見の聴取を位置付けた。
- ・ 「第8条 基本計画の策定」に、基本計画の実施状況の公表に関する記載を追加した。
- ・ 「第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止」に、「差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしてはならない」と規定した。
- ・ 新たに、「第17条 障害者の家族等に対する支援」を追加した。
- ・ 「第26条 人材の確保、育成等」に、処遇の改善など、従事者の職場への定着の促進に関する記載を追加するとともに、障がい者の福祉に係る活動及び事業等に対する県民等の関心を深めるための措置を追加した。

イ 条例の「わかりやすい版」の作成について

(ア) 経緯

条例案の検討の過程で、障がい当事者から「条例の条文自体が難しくてわからない」「要約されたものではなく、条文を一からしっかりと読みたい」といったご意見が寄せられたことから、障がい者に限らず、誰もがわかりやすく読むことができる、条例の「わかりやすい版」を、障がい当事者主体で作成する。

(イ) 取組概要

- ・ 障がい当事者がメンバーとなるワーキンググループにより、障がい当事者主体で検討を行う。
- ・ 概要版ではなく、条例全部をわかりやすい言葉に言い換えたものを作成する。
- ・ 条例の公布と合わせて発信する予定である。
- ・ 発信後も、障がい当事者や関係団体の意見を踏まえながら内容をブラッシュアップしていく。

(参考：ワーキンググループの構成について)

- ・ 障がい当事者 6 名
(知的障がい：3名、身体障がい：2名、精神障がい：1名)
- ・ オブザーバー 2 名 (有識者)

(ウ) ワーキンググループでの検討内容

- ・ 条例を一条ずつ、わかりやすい言葉に置き換える。
- ・ イラストを盛り込む等、親しみやすく読むことができる工夫を行う。

(2) 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査結果等について

中井やまゆり園については、利用者支援の改善に向けた検討を進め、令和元年7月に発生した骨折事案を再調査する中で、「事実であれば不適切な支援と思われる情報」を複数把握した。

把握した情報の調査を行うため、令和4年3月3日に「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）を設置し、9月5日に調査結果報告書を公表した。

調査結果や今後の対応について、報告する。

ア 外部調査委員会の調査結果について

(7) これまでの開催状況

- | | | |
|-------|-----|----------------------------------|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和4年3月11日(金) |
| | 議題 | ・ 調査の進め方の確認
・ 個別事案の意見交換 |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和4年3月25日(金) |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換 |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和4年4月11日(月) |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換 |
| 〔第4回〕 | 開催日 | 令和4年4月26日(火) |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換
・ 調査結果（第一次）のとりまとめ |
| 〔第5回〕 | 開催日 | 令和4年6月7日(火) |
| | 議題 | ・ 調査の進め方の確認
・ 個別事案の意見交換 |
| 〔第6回〕 | 開催日 | 令和4年7月8日(金)～20日(水) <書面開催> |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換 |
| 〔第7回〕 | 開催日 | 令和4年8月2日(火) |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換
・ 調査結果報告書（案）の議論 |
| 〔第8回〕 | 開催日 | 令和4年9月1日(木) |
| | 議題 | ・ 個別事案の意見交換
・ 調査結果報告書のとりまとめ |

(4) 調査方法

支援記録等の書面調査、関係職員及び利用者等へのヒアリング、外部調査委員及び本庁職員による実地調査、御家族へのアンケート

(ウ) 調査時期

令和4年3月から同年9月まで

(イ) ヒアリング人数

131名（延べ213名）

(オ) 調査対象とした事案の状況（91件）

a 虐待が疑われる事案（25件）

県が把握した情報の一部又は全部が事実であったことから、障害者虐待防止法に規定される虐待が疑われ、県として関係自治体に虐待通報した。

b 不適切な支援等であり、速やかに支援方法等を見直すべき事案（12件）

県が把握した情報の一部又は全部が事実であるが、外部調査委員会では、虐待が疑われる事案とするか、不適切な支援等とするか、判断が難しかった。

c 事実の特定が困難な事案（17件）

県が把握した情報が推測や伝聞による情報で、書面調査やヒアリング調査でも事実関係が明らかにならない等、事実が特定できなかった。

こうした事案の中には、園が把握した時点で徹底的に調査を行っていたら、事実究明ができていた可能性がある事案もあり、当時の園の対応が不十分だった。

d 事実が判然としていない事案（24件）

7月以降に把握した事案などは、現時点で情報提供者へヒアリングができていない等、調査を継続する必要がある。

e 事実ではなかった事案（8件）

県が把握した情報が情報提供者の事実誤認であったり、ヒアリング調査で異なる証言を複数確認し、情報の信憑性が低いと考えられたり、県が把握した情報は事実ではなかったと判断した。

f 過去の虐待通報事案で通報・公表済等の事案（5件）

令和元年11月に職員が利用者に水をかけたとして虐待認定された事案等、過去に虐待通報や職員の処分、県としての公表等を行っていた事案であった。

(カ) 調査結果に関する外部調査委員会の考察〈抜粋〉

- 人権意識の大きな欠如が生じている。
- 利用者が人間らしい生活を送れなくなっており、また、支援職員も利用者を人間として見られなくなっている状況である。以下、具体例を列挙する。例えば、
 - ・ 動かないからといって台車で運ぶという行為が、なんのためらいもなく行われている。
 - ・ 食事の提供について、監視という形で提供しており、人間らしい食事ではない。
 - ・ 利用者が使うトイレはあまりに汚いので、職員が使うことはなく、職員が使わないようなトイレを利用者に使わせて、トイレを使う場所を利用者と職員とで分けている。
 - ・ 天井に便が付いていても、それを放置している、施設全体をきれいにしていない。
- 不適切な対応を受けた利用者の多くは、民間の施設での支援・対応が困難という理由で、県立施設で受け入れてきた背景があるが、受け入れ段階で、地域との連携が途絶することとなり、その結果、閉鎖的な環境の中での不適切な支援が、常態化することとなった。
- 支援や対応が難しい利用者が入所する寮では、利用者の支援について職員同士で話し合う環境になく、職員間での対立や風通しの悪さなど、支援職員同士の人間関係の問題があった。実態を把握していた幹部職員は、適切に対応ができておらず、利用者の実態把握を踏まえることさえもせずに、管理職の行うべき、マネジメント機能も失われていた。
- 総じて、利用者の支援についての支援計画書及び日常の記録、園内の会議など、すべての面で、種々の課題を繰り返して考えるという、アセスメントが不足している。
- なにより、重要なこととして、可能な限り、利用者本人が望む生活を組み立てていくという意識が欠如している。
- 県としても、入所させることに留まって、その後の各利用者の生活状況の変化を定期的に把握しようとすることを行わずに、放置していた。その結果、利用者の心身の状況はより重度化したと思われる。
- 県本庁は、こうした状況を適切に指導・修正の基礎となるはずの施設監査等を行う際において、現場を十分に見ることはなかった状況も重大な問題である。

(キ) 今後の対応

- 外部調査委員会による調査は終了するが、現時点で事実が判然とせず、調査を継続する事案については、県と園が調査を行い、年度内に県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）に報告する。
- 外部調査委員会委員には、引き続き、支援改革プロジェクトチームに参画していただく。
- 支援改革プロジェクトチームでは、次の内容に取り組む。
 - ・ 中井やまゆり園の支援改革プログラムの作成
 - ・ 外部調査委員会において、事実が判然としていない事案の調査への助言

イ 県立中井やまゆり園の改善の取組について

外部調査委員会からの指摘に対して、次の取組を実施している。

- (ア) 本庁幹部職員が園に常駐し、園とともにマネジメントを改善（3月から実施）
- (イ) 民間の支援改善アドバイザーによる当事者目線の支援の実践指導（4月から実施）
- (ロ) 御家族にアンケート調査を実施（5月に実施）
- (エ) 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮2寮の6寮体制に再編（6月から実施）
- (オ) 日中活動の充実（6月から実施）
 - ・ 園内で手帳解体作業を開始
 - ・ 施設外の事業所の体験利用など
- (カ) 生活環境の整備（9月から実施）
 - ・ 職員による寮内の清掃、整理整頓、簡易的な補修等
 - ・ トイレ、天井等の修繕工事
- (キ) 見守りカメラの増設等（10月に増設予定）
現在の2寮12台から6寮76台へ増設

<別添参考資料>

参考資料1「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会調査結果報告書」

(3) 県立障害者支援施設の方向性の検討等について

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」という。）の提言等を踏まえて、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、次のとおり役割、現状や課題を整理したので、検討状況を報告する。

ア 将来展望検討委員会の提言等

(7) 令和4年3月の提言

a 県立施設の役割

県立施設は率先して地域生活移行に取り組む。

b 県立施設の規模等

規模を縮小の上、民間移譲も視野に入れた検討を行う。

c 県の役割の方向性

福祉に関する先進的な研究や人材育成は、県の役割である。

(1) 令和4年8月の将来展望検討委員会での主な意見

当事者目線の支援ができるようなハードになっていない、規模は定員40名程度が適当である、といった意見が出された。

イ 県立施設の役割

(7) 現在の役割

- ・ 民間施設では対応が難しい障がい者の受入れ
- ・ 地域の拠点施設として民間施設や市町村等への支援
- ・ 民間施設等との連携・協力の推進
- ・ 県の障害福祉施策への反映（県立直営施設）

(1) 今後の役割の方向性

将来展望検討委員会の提言にあるような、地域生活移行、通過型施設、福祉に関する先進的な研究、人材育成を県立施設の役割とする方向で検討を進める。

一方、一部は民間移譲も視野に入れ、適正な県立施設の配置についても検討していきたい。

ウ 県立施設の現状と課題

(7) 中井やまゆり園（県立直営施設）

a 現状

- ・ 強度行動障害対策の県の中核施設として、民間で特に対応が

困難な障がい者を受入れ

- ・ 知的障がい者対象の唯一の県立直営施設

b 課題

- ・ 職員の支援技術の不足やガバナンスの課題が指摘されている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。
- ・ 交通の便が悪く、住宅街から離れているため、地域との交流に課題がある。

(イ) 愛名やまゆり園（指定管理施設）

a 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ

b 課題

- ・ 施設の老朽化対策等の検討が必要になっている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

(ウ) 津久井やまゆり園（指定管理施設）

a 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ
- ・ 令和3年8月に小規模ユニットケア施設に再整備し、当事者目線の支援を実践
- ・ 令和5年4月から新たな指定期間を開始予定

b 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。

(I) 芹が谷やまゆり園（指定管理施設）

a 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい者を受入れ
- ・ 令和3年12月に小規模ユニットケア施設に再整備し、当事者目線の支援を実践
- ・ 令和5年4月から新たな指定管理者による運営を開始予定

b 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。

(オ) 三浦しらとり園（指定管理施設）

a 現状

- ・ 民間施設では対応が困難な重度重複等の知的障がい児者を受入れ
- ・ 知的障がい児者の複合施設で、横須賀三浦地域の福祉拠点
- ・ 令和5年4月から新たな指定期間を開始予定

b 課題

- ・ 令和5年4月からの指定管理の状況を確認する必要がある。
- ・ 施設の老朽化対策等の検討が必要になっている。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

(カ) 厚木精華園（指定管理施設）

a 現状

- ・ 高齢の知的障がい者支援のモデル施設

b 課題

- ・ 60歳以上の入所者が70%を超え、高齢化が進行しているため、地域生活移行が難しい。
- ・ 従来型の大規模施設であるため、建物の構造面から当事者目線の支援が困難になっている。

(キ) さがみ緑風園（県立直営施設）

a 現状

- ・ 医療的ケアが必要な最重度の身体障がい者を受入れ
- ・ 病院や介護施設との役割分担を進める中、入所者の高齢化が解消の傾向

b 課題

- ・ さがみ緑風園でないと受け入れられないという方が減ってきており、入所者が減少している。
- ・ 指定管理者の選定を進めていたが、応募団体が取り下げたため、令和5年度は直営を継続し、それ以降の方向性を検討する必要がある。

エ 今後の検討

障がい当事者からご意見をいただくとともに、県議会や関係団体と議論を重ねながら、今後の方向性について検討を進める。

オ その他

芹が谷やまゆり園の器物損壊事件について、犯人が逮捕された。

(7) 経緯

令和3年11月5日 芹が谷やまゆり園の総合案内板に赤いペンキ
のに入ったガラス瓶が投げつけられる事件が発生

11月11日 県が港南警察署に被害届を提出

令和4年9月14日 神奈川県警が器物損壊の疑いで男を逮捕

(1) 今後の対応

引き続き警察と緊密に連携するとともに、指定管理者とともに施設の安全確保を図っていく。

2 インクルーシブ教育の推進について

神奈川県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

(1) 義務教育段階における県教育委員会による取組

小学校の教育相談コーディネーター（教員）の授業時間を軽減し、校内支援体制を整備するため後補充非常勤講師を配置する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」等を実施している。

＜インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の指定校＞

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校15校	指定校30校	指定校30校	指定校30校
1	湘南 三浦	横須賀市	公郷小学校	→	→	池上小学校
2		鎌倉市	深沢小学校	→	→	→
3		藤沢市	鶴南小学校	→	→	→
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校	→	室田小学校	→
5		逗子市	—	池子小学校	→	→
6		三浦市	—	初声小学校	→	→
7		葉山町	—	葉山小学校	→	→
8		寒川町	—	寒川小学校	→	小谷小学校
9	県央	大和市	柳橋小学校	→	→	→
10		海老名市	杉本小学校	→	→	→
11		座間市	相模が丘小学校	→	座間小学校	→
12		綾瀬市	綾瀬小学校	→	→	→
13		厚木市	—	戸室小学校	→	→
14		愛川町	—	半原小学校	→	→
15		清川村	—	緑小学校	→	→
16	中	平塚市	勝原小学校	松原小学校	→	→
17		秦野市	西小学校	→	大根小学校	→
18		伊勢原市	比々多小学校	→	→	→
19		大磯町	—	国府小学校	→	→
20	県西	二宮町	—	一色小学校	→	→
21		南足柄市	—	岡本小学校	→	→
22		中井町	—	中村小学校	→	→
23		大井町	上大井小学校	→	→	→
24		松田町	—	松田小学校	→	→
25		山北町	—	川村小学校	→	→
26		開成町	—	開成小学校	→	→
27		小田原市	富水小学校	→	→	→
28		箱根町	湯本小学校	→	→	→
29		真鶴町	—	まなづる小学校	→	→
30	湯河原町	湯河原小学校	→	→	→	

(参考)

1 小学校における教育相談コーディネーター等の配置状況

(令和4年9月1日現在)

	教育相談コーディネーター等の配置状況	後補充非常勤職員等の配置状況
横浜市 小学校 335校 (うち分校2校) 義務教育学校 3校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「特別支援教育コーディネーター」※1を指名 ・全校のうち290校に常勤職員の「児童支援専任教諭」※2を定数配置(うち77校は市費加配)し、特別支援教育コーディネーターを兼務 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が定数配置されていない学校に後補充非常勤職員を1名配置(週18時間(3日)・市費)
川崎市 小学校 114校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「支援教育コーディネーター」※3を指名 ・全校のうち12学級以下の小学校26校に常勤職員(支援教育コーディネーター担当教員)を定数配置 ・他に常勤職員の「児童支援専任教諭」※2を4校に定数配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が配置されていない小学校に後補充非常勤職員を1名ずつ配置(週27時間・市費)
相模原市 小学校 70校 義務教育学校 1校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「支援教育コーディネーター」※3を指名 ・全校の約半数に常勤職員の「児童支援専任教諭」※2を定数配置し、多くが支援教育コーディネーターを兼務 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員が配置されていない学校に後補充非常勤職員を配置(学級数等の状況で配置・市費)
県教育委員会所 管地域市町村 小学校 327校 (うち分校2校)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「教育相談コーディネーター」※3を指名 ・①小学校に「児童生徒支援担当教員」※2を定数配置(いじめ、不登校等の問題を抱える学校に配置) <p>令和4年度配置状況 小学校22校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・②「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」の後補充非常勤講師※4として30市町村の30校に1人県費で配置(週20時間) ・③「特別支援教育の推進における非常勤講師」※5等として約154人相当を県費で配置(上限週20時間) <p>【市町村独自例】県の①②③が配置された以外の小学校に市費で後補充非常勤講師を配置</p>

- 指名:教育相談コーディネーター等を各小・中学校で1名以上指名することになっている。
- ※1 特別支援教育に組織として取り組むため校内関係者や外部関係機関との調整などの中心となる。
- ※2 いじめ、不登校、発達障害など諸課題への組織的対応の中心となる。
- ※3 様々な課題を抱える児童・生徒の支援に組織として取り組むため校内関係者や外部関係機関との調整などの中心となる。
- ※4 教育相談コーディネーター業務を行う教員が担当する授業の後補充として授業を担当
- ※5 教育相談コーディネーター業務を行う教員が担当する授業の後補充として授業を担当、発達障害等の学習面、生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒の支援を行う(TT、少人数指導、個別指導)。

2 中学校における教育相談コーディネーター等の配置状況

(令和4年9月1日現在)

	教育相談コーディネーター等の配置状況	後補充非常勤職員等の配置状況
横浜市 中学校 144校 (うち分校1校)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「特別支援教育コーディネーター」を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区1校に後補充非常勤職員を1名ずつ配置(週12時間(2日)・市費)
川崎市 中学校 52校	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「支援教育コーディネーター」を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校に後補充非常勤職員を1名ずつ配置(週15時間・市費)
相模原市 中学校 35校 (うち分校1校)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「支援教育コーディネーター」を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・後補充非常勤職員の配置はない。
県教育委員会所 管地域市町村 中学校 175校 (うち分校2校)	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で「教育相談コーディネーター」を指名 ・中学校に「児童生徒支援担当教員」を定数配置(いじめ、不登校等の問題を抱える学校に配置) 令和4年度配置状況 中学校52校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の推進における非常勤講師」等として中学校に約83人相当を県費で配置(上限週20時間)

指名：教育相談コーディネーター等を各小・中学校で1名以上指名することになっている。

3 人権教育の推進について

本県では、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして、人権教育を推進している。その取組について報告する。

(1) 人権教育の推進

ア 根拠

- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月26日施行)
- ・ 「かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)」(令和4年3月)
- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について」(文部科学省)

イ 取組の基本的考え方

本県では、人権教育推進の基本的な考え方や、施策推進の基本姿勢などを「かながわ人権施策推進指針」に取りまとめ、取組を進めている。

この中で、学校教育及び社会教育における人権教育は、次のとおり進めることとしている。

(ア) 学校教育

幼児・児童・生徒がそれぞれ発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育むための教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進する。

(イ) 社会教育

生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進する。

(2) 具体的な取組

ア 教職員等への研修

人権教育の指導者養成及び教職員等への意識啓発を目的とした研修会の実施

- ・ 人権教育指導者養成研修講座
- ・ 県市町村人権教育担当者研修会

- ・ 県立学校人権教育研修講座
- ・ 県立学校人権教育スキルアップ研修講座
- ・ 県立学校人権教育校内研修会
- ・ 生涯学習指導者研修
- ・ 教育事務所人権教育研修講座（市町村の学校教育、社会教育向け）

イ 資料整備・指導資料作成

人権教育推進のための資料整備、指導資料（学習教材）の作成

(7) 資料整備

- ・ 人権関係図書の配架（全県立学校、教育事務所等）
- ・ 貸出用視聴覚教材（DVD）の整備

(4) 指導資料等の作成

- ・ 人権教育ハンドブック
- ・ 性的マイノリティの理解のための啓発資料（教職員向け）
- ・ 神奈川県人権教育推進の手引き（教職員向け）
- ・ 人権学習ワークシート集（高校編・小中学校編）
- ・ 人権学習のための参加体験型学習プログラム集（社会教育向け）
- ・ セクハラ防止啓発チラシ、リーフレット、ポスター（児童・生徒向け）
- ・ 児童虐待対応マニュアル
- ・ 人権啓発ポスター（県内の公立学校、公立社会教育施設、鉄道各駅等）

ウ 研究委託

人権教育研究校の指定による学校教育における人権教育の研究

（令和4年度）

{	市町村立学校4校（小学校2・中学校2）
	県立学校2校（高等学校1・特別支援学校1）
	1地域（三浦市）

エ 児童生徒向けの取組（授業等）

- ・ 人権教育移動教室（小中学校向け）
NGOへの委託により実施

(3) 課題

改定された推進指針に基づき、社会環境の変化により生じている新た

な課題を含め、それぞれの人権課題について教職員に周知啓発を行うとともに、教職員等の人権教育指導者の資質・能力の向上等に資するため、各種研修会等で取り扱う人権課題を、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが求められる。

(4) 今後の対応方向

- ・ 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。
- ・ 今日的なテーマに基づく新たな人権課題等について、国の施策や学校で生じている課題を把握した上で、普及啓発資料の作成や研修を実施していく。

4 高齢者支援・認知症施策の推進について

高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりに向けた主な取組について報告する。

(1) 安心して元気に暮らせる社会づくり

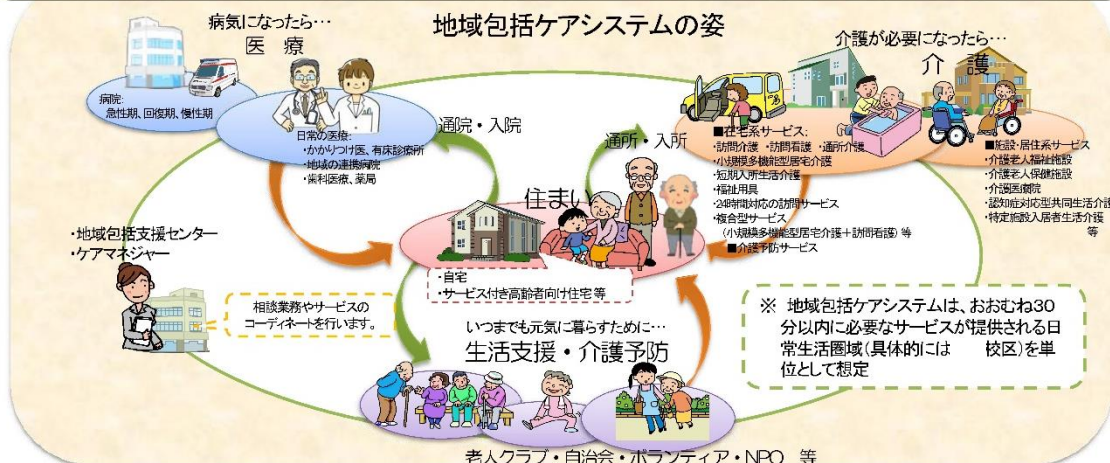
ア 地域包括ケアシステムの推進

市町村が実施する地域包括ケアシステムの構築を支援するため、これまで県は、地域包括支援センター職員など、地域包括ケアシステムを支える人材の養成研修や情報提供を実施してきた。

これらに加え、令和3年度からは市町村が抱える個別の課題やニーズに対し、アドバイザーと県職員が訪問して支援する「地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業」を開始した。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



(ア) 地域包括ケアシステム推進に係る伴走支援事業の概要

a 支援内容

アドバイザーと県職員の定期的な訪問により次の支援を行う。

- ① ヒアリングによる課題の抽出及び基礎的な助言
- ② 課題に対応した支援

③ 定期的なモニタリング及び助言

b 支援対象市町村

○ 令和3年度

・横須賀市

(テーマ) 地域包括ケアシステムの推進に向けた市内の連携強化

【訪問支援回数：5回】

・小田原市

(テーマ) 短期集中リハビリ事業と生活支援体制整備事業が連動した通いの場づくり

【訪問支援回数：6回】

(令和4年度も3回のフォローアップを予定)

○ 令和4年度

・平塚市

(テーマ) 基幹型地域包括支援センターの設置

・海老名市

(テーマ) 基幹型地域包括支援センターのあり方及び機能強化について

【両市とも各5回の訪問支援を予定】

イ 高齢者の居場所づくりの推進

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラズカフェといった活動を継続することが困難となっているが、高齢者の居場所づくりを推進し、社会参加を促進するため、地域でこうした活動を実施する団体を支援する事業を令和4年8月から実施。

(ア) 協力金の支給

活動を継続している高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラズカフェに対して12万円の協力金を支給する。

(イ) アドバイザー・出前講座講師派遣

高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ、ケアラズカフェに対してアドバイザーや出前講座の講師を派遣する。

(2) 認知症とともに生きる社会づくり

ア 認知症の早期発見・早期対応の推進

(ア) 認知症疾患医療センターの概要

認知症疾患医療センターは、認知症における専門医療の提供や、医療と介護の連携の中核機関として、認知症疾患に係る鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のため地域連携会議の設置運営などを行う。

(イ) 県による設置状況

地域拠点型：5か所 ※2次医療圏に1か所ずつ

(横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市)

連携型：3か所 (令和4年4月1日設置)

(平塚市、鎌倉市、大和市)

※ 認知症の早期発見・早期対応及び地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携強化を図る。

(ウ) 政令市による設置状況

横浜市：9か所

川崎市：4か所

相模原市：1か所

県設置の8か所と合わせ、計22か所

イ 普及啓発・本人発信支援

(ア) 普及啓発

9月21日は世界アルツハイマーデー、9月はアルツハイマー月間であることから、例年、これに合わせて、認知症サポーターの証であるオレンジリングの色に県庁本庁舎などをライトアップしているほか、各種イベントを実施している。

今年度も、「認知症とともに生きる社会」の実現に向けた普及啓発を行うため、次のとおり実施した。

a オレンジライトアップ概要

日程：令和4年9月17日(土)から22日(木)

施設：県庁本庁舎

よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」

※ その他市町村や民間の団体等でもライトアップを実施

b イベント概要

日時：9月22日(木) 13時から18時30分まで

内容：＜オンラインシンポジウム＞（261名がZOOMで参加）

- ・ かながわオレンジ大使（認知症本人大使）座談会
- ・ シンポジウム「コロナ禍の認知症カフェから学ぼう」
- ・ 講話「認知症の本人と家族のサポートについて考える」等

＜新都市プラザでの展示等＞

- ・ パネル展示、資料配布（454部）
- ・ オンラインシンポジウム同時中継

(イ) 本人発信支援

認知症の方ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信するため、令和3年4月に16名の「かながわオレンジ大使」を委嘱した。

講演会の講師やパネリストを行うほか、かながわオレンジ大使としての活動や事業の企画・運営を決定する会議にも参加している。

5 男女共同参画の推進について

本県では、これまで、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（以下「プラン」という。）を基に、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできた。

プランの計画期間を5年（平成30年度～令和4年度）としているため、本県における男女共同参画の現況を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア 女性のキャリア形成支援

あらゆる分野における女性の活躍を支援するため、自身のキャリアプランを考える機会を提供してキャリア形成を支援し、女性自らが望む形で就業を継続して、キャリアアップすることのできる環境づくりを推進する。

デジタル関連を含めた理工系分野選択の促進など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を促進する。

イ 「新たな日常」に向けた意識改革・行動変革の推進

コロナ禍においては、学校の休校や、福祉サービスの一時的な休業などにより、女性への子育てや介護等の負担増加が懸念されるなど、平時において男女共同参画が進んでいなかったことが指摘される一方、テレワークなどの柔軟で多様な働き方が広がる契機ともなったことを踏まえ、企業等の経営層向けに、職場における意識改革・行動変革を促すセミナーを実施して男性の家庭・地域活動への参画に向けた環境整備を図るなど、固定的な性別役割分担意識等の解消や働き方改革等を推進する。

ウ 困難を抱えた女性等に対する支援

配偶者等からの暴力の未然防止、被害者への支援等に引き続き取り組むとともに、売春防止法に代わり新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する国の動向を注視しながら、同法に基づき、様々な生活上の困難を抱える女性等に対する支援について検討を始める。

エ 防災・復興における男女共同参画の推進

性別による災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、災害時の困難を最小限とするため、防災・復興分野における女性の参画促進や、職員向け研修など、男女共同参画の視点を踏まえた取組を推進する。

オ ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進

全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むジェンダー主流化と、男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するためのジェンダー統計を推進する。

(2) 改定素案

参考資料2「かながわ男女共同参画推進プラン」改定素案のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和4年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
令和5年1月	神奈川県男女共同参画審議会から答申
2月	第1回県議会定例会にプランの改定についての議案を提出
3月	プランの改定